

令和 7 年度 第 6 回中郷区地域協議会次第

日 時:令和 7 年 9 月 22 日(月)18 時 30 分～

場 所:中郷コミュニティプラザ ホール

1 開 会

2 報 告

公の施設の使用料等の見直しについて（資産活用課）

3 協 議

(1) 自主的審議事項「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿」について

- ・中郷コミュニティバス「さくら号」の運行状況（資料No.1）
- ・「子どもの い～場所開設事業」の進捗（資料No.2）
- ・令和 8 年度 地域独自の予算事業への提案について（資料No.3）

(2) 新たな自主的審議事項「い～住プロジェクト」について

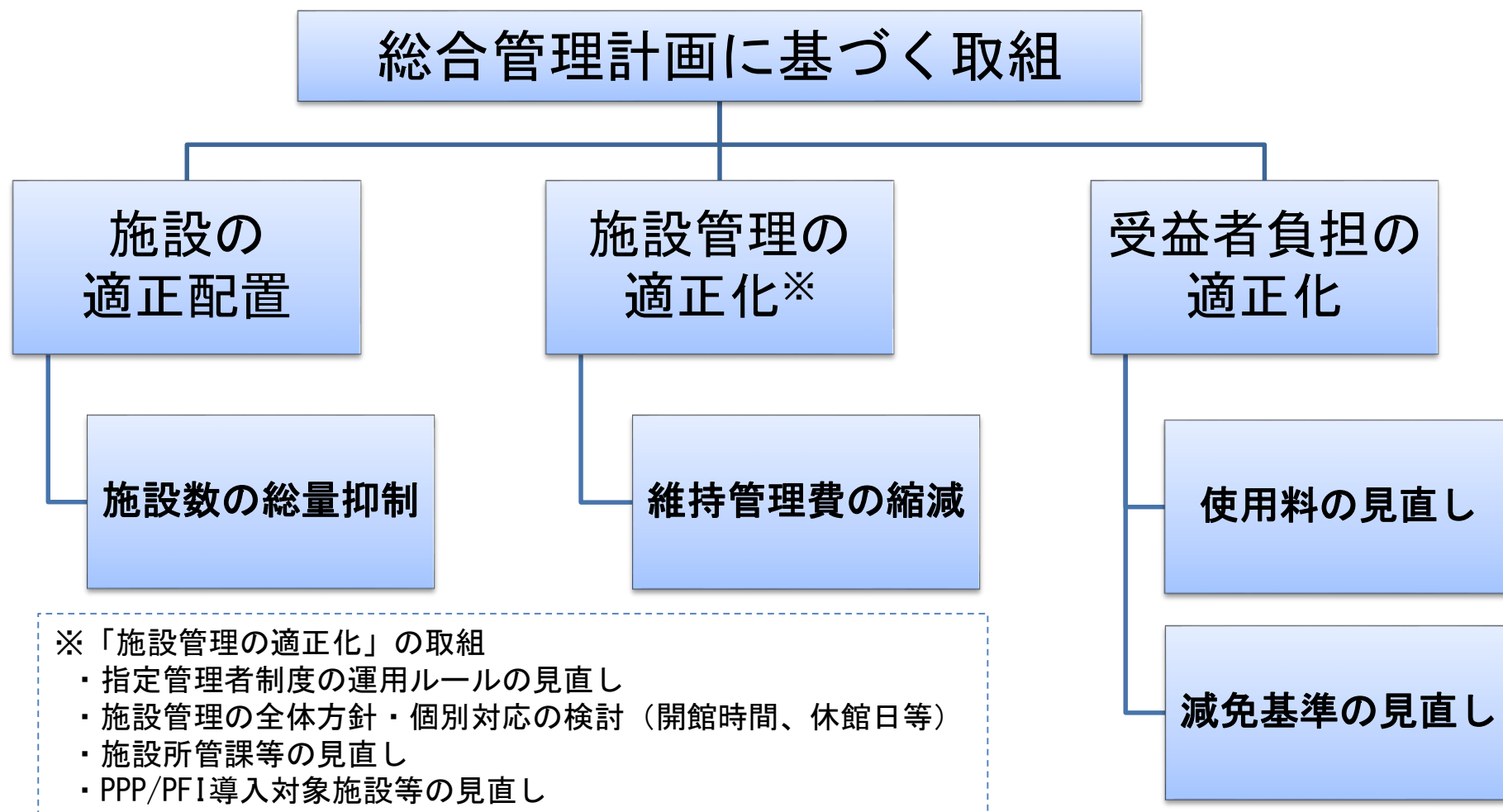
- ・「第 1 回板倉区住民ワークショップ」視察結果の振り返り
- ・小中学校の児童生徒数の推移について（資料No.4）
- ・今後の進め方について（資料No.5）

4 その他

5 閉 会

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

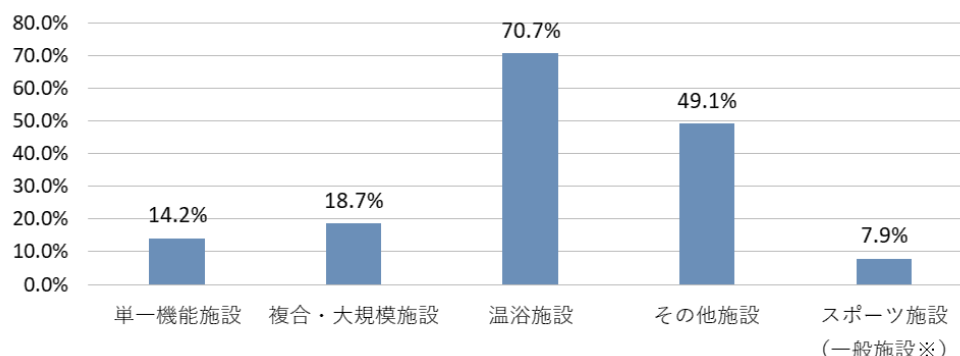
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】

維持管理経費 約50.1億円	公費負担分	約30.5億円 (約60.8%)
	うち減免 約1.9億円	
	利用者負担分 約19.6億円 (約39.2%)	

※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいております。受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】

施設に係る全ての経費（ライフサイクルコスト）			
運営に係る経費（人・物）		大規模改修経費	建設・取壊し経費
		土地取得経費	
受益者負担分	公費負担分		
Ⅱ			
使用料			
受益者負担分		公費負担分	

ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第 244 条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてもよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてもよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供 する サービス の 必需性 （ 選択性 ）	必需的	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0% 学校、保育園、図書館、公園、コミュニティプラザ、児童館、保健センター
		受益者負担：75%	受益者負担：50% 貸館施設、スポーツ施設、ゲートボール場、高齢者交流施設、地区集会施設、生涯学習センター、公民館	受益者負担：25%
	選択的	受益者負担：100% 宿泊・日帰り温泉施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	受益者負担：75% 交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	受益者負担：50% 博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
		私益的		公益的

提供するサービスの公益性（私益性）

(4) 原価の考え方

公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定

$$\boxed{\text{原価}} \times \frac{\boxed{\text{使用貸室面積}}}{\boxed{\text{総貸室面積}}} \times \frac{\boxed{\text{利用時間}}}{\boxed{\text{年間利用可能時間}}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定

$$\frac{\boxed{\text{原価}}}{\boxed{\text{年間利用者数}}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- ・ 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- ・ 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- ・ 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- ・ 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- ・ 使用料等：原則100円単位
- ・ 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- ・ 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- ・ 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- ・ エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- ・ 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- ・ 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- ・ 地域振興を目的に、主に市外や県外の利用者を想定している施設
- ・ 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキー場
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上での市民向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

中郷コミュニティバス「さくら号」運行状況

資料No.1
中郷区地域協議会
R7.9.22

R7.9.19現在

回数券 販売		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
	販売数	53	17	6	15	15	9	115 冊
	金額	159,000	51,000	18,000	45,000	45,000	27,000	345,000 円

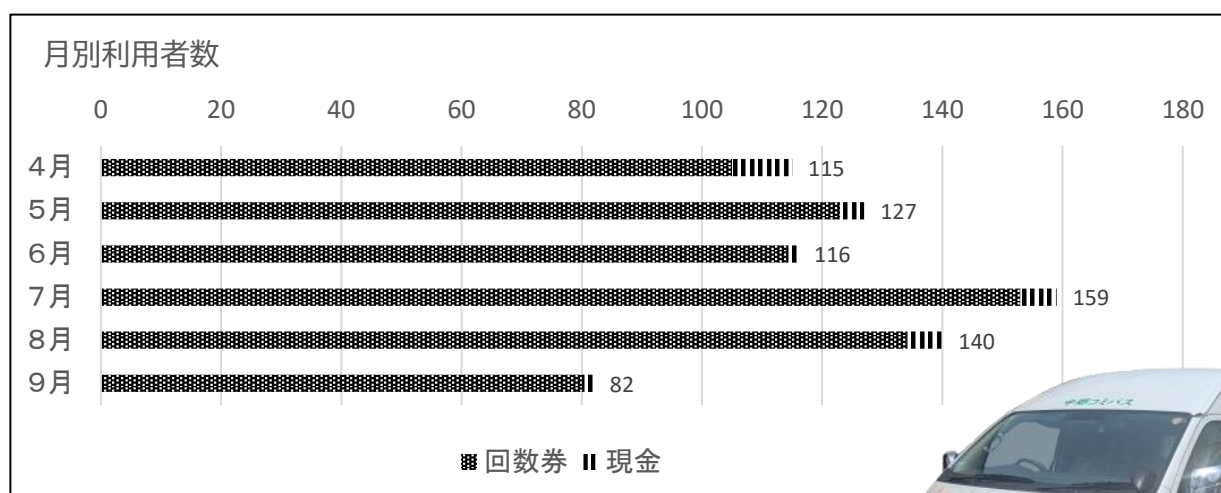
実人数
46人

利用者数	回数券	105	123	114	153	134	80	709 人
	現金	10	4	2	6	6	2	30 人
	人数計	115	127	116	159	140	82	739 人
	料金計	36,500	38,900	35,200	48,900	43,200	25,000	227,700 円

曜日別利用者数	月	6	11	13	8	11	2	51 人
	火	49	42	46	55	53	32	277 人
	水	16	9	13	18	14	2	72 人
	木	33	50	36	62	43	38	262 人
	金	11	15	8	16	15	8	73 人
	計	115	127	116	159	136	82	735 人

利用者「0」日	月	1	1	1			1	4 日
	火							0 日
	水	1	2	1	1		2	7 日
	木							0 日
	金		1	1	1	1	1	5 日
	計	2	4	3	2	1	4	16 日
運行日数		21	20	21	22	20	14	118 日

※8月2日㊦夏まつり特別運行4件は曜日別利用者数、運行日数の集計に含まず



月曜日 南・西地区新井病院便／北地区区内巡回便
火曜日 中・東・北地区新井病院便／東・南地区区内巡回便
水曜日 南・西地区新井買い物便／中地区区内巡回便
木曜日 中・東・北地区新井買い物便／西地区区内巡回便
金曜日 中・東・南・西地区関山便



令和7年度 上越市（中郷区）地域独自の予算事業

子どものい〜場所開設事業 参加者募集

「家や学校以外で子どもが気軽に集まり、子ども同士で自由な活動ができる場所」

そんな「居場所」を探るため、「い〜場所」を開設します。

開設時間は、放課後～午後5時30分まで、参加費は無料です。



申込みはこちらから



※開
前までに

催日の10日

子どもの参加にあたり、次の事項をご承知おきください。

- ☐ 「い〜場所」では、大人による見守りを行いますが、基本的には子ども達の自由な時間になります。
- ☐ 通常と異なる下校になるため、校門から居場所までは中郷区まちづくり振興会が管理監督します。
- ☐ 終了時間に合わせて、保護者等のお迎えをお願いします。

お迎えに来れない場合は、中郷区まちづくり振興会が送り届けます。自宅でのお出迎えをお願いします。

- ☐ 災害発生等緊急時は、保護者等のお迎えをお願いします。

□ 問合せ 中郷区総合事務所 地域振興班 ☎74-2411
 NPO法人中郷区まちづくり振興会 ☎74-2455

令和7年度申し込み状況(R7.9.17時点)

	学年	1年生			2年生			3年生			4年生			5年生			6年生			全体			参加率	
	在籍児童数	13人			11人			10人			9人			25人			16人			84人			参加者/全校児童	
	参加者数	参加	未定	見込み	参加	未定	見込み	参加	未定	見込み	参加	未定	見込み	参加	未定	見込み	参加	未定	見込み	参加	未定	見込み	参加	見込み
1	9/25(木) 片貝縄文資料館 午後3時5分下校	5	0	5	6	0	6	3	0	3	0	0	0	7	0	7	2	0	2	23	0	23	27.4%	27.4%
2	10/27(月) コミュニティプラザ 午後3時5分下校	5	0	5	3	2	5	4	1	5	0	0	0	6	1	7	1	1	2	19	5	24	22.6%	28.6%
3	11/11(火) 中郷総合体育館 午後1時下校	6	0	6	4	2	6	3	2	5	1	0	1	5	2	7	2	1	3	21	7	28	25.0%	33.3%
4	12/17(水) 中郷総合体育館 午後1時下校	6	0	6	3	2	5	3	2	5	1	0	1	6	2	8	1	1	2	20	7	27	23.8%	32.1%
5	1/22(木) 中郷総合体育館 午後3時5分下校	4	1	5	3	3	6	3	2	5	0	0	0	6	2	8	1	1	2	17	9	26	20.2%	31.0%
6	2/2(月) コミュニティプラザ 午後3時5分下校	5	0	5	3	2	5	3	2	5	0	0	0	5	2	7	1	1	2	17	7	24	20.2%	28.6%
7	3/9(月) コミュニティプラザ 午後3時5分下校	5	0	5	3	2	5	3	2	5	0	0	0	5	2	7	1	1	2	17	7	24	20.2%	28.6%
		36	1	37	25	13	38	22	11	33	2	0	2	40	11	51	9	6	15	134	42	176		

【参考】令和6年度参加状況

	学年	1	2	3	4	5	6	計	参加率 参加者/全校児童
	在籍児童数	11	9	9	25	16	17	87	
1	9/9(月) 片貝縄文資料館	3	7	0	4	4	2	20	23.0%
2	10/7(月) 中郷総合体育館	3	7	0	5	2	2	19	21.8%
3	11/12(火) 片貝縄文資料館	1	6	0	4	1	1	13	14.9%
4	11/28(木) 中郷総合体育館	2	7	0	5	3	2	19	21.8%
5	12/16(月) コミュニティプラザ	2	6	0	3	2	2	15	17.2%
6	2/17(月) 中郷総合体育館	1	7	0	5	2	2	17	19.5%
7	3/10(月) コミュニティプラザ	2	6	0	4	2	2	16	18.4%
		14	46	0	30	16	13	119	

【中郷区】

「令和8年度 地域独自の予算事業」取組の概要（案）

年 月 日

取組の名称(事業名)

子どものい～場所開設

事業

提案者

団体等の名称	中郷区地域協議会		
代表者氏名	会長 竹内 靖彦	電話番号	0255-74-5411
団体等の所在地 または 代表者の住所	〒 949-2304 新潟県上越市中郷区藤沢986-1		

該当する箇所に☑を記入

○対象とする取組の区分、

- ☐ ①地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
- ☒ ②地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

○地域活動支援事業の活用実績の有無

- ☐ 上越市地域活動支援事業の継続的な取組（最終実施年度： 令和 年度 ）
- ☒ 上越市地域活動支援事業として実施したことのない取組

○地域独自の予算の活用実績の有無

- ☒ 上越市地域独自の予算事業を活用して実施した事業の継続的な取組
- ☐ 新たな取組（地域独自の予算事業の活用実績がない取組）

○今後の継続見込み

- ☒ 令和9年度も継続する予定（9年度以降継続は、実施状況を見て検討）
- ☐ 令和8年度限りの事業（理由： ）

1 事業計画

(1) 取組の目的（「〇〇を〇〇するため〇〇を実施する」など、理由やきっかけなど）

令和4年の全世帯アンケートや令和5年の保護者座談会で得た、子どもの居場所に関する声（近所で遊べる友達がいない。移動手段がなく気軽に集まらない。親同士の遠慮がある。少ない人数の限られたコミュニティの中で育つため、将来のコミュニケーション能力が不安。など）の解決に向け、子ども同士が気軽に集まり自由な活動ができる場所の提供を開始した。令和7年に利用する子どもや利用しない子どもの声、また保護者の声を検証しながら次年度につなげる。

(2) 取組概要（実施する内容。取組の具体的な項目）

- ・こども家庭センターが所管する「上越市こどもの家事業」をモデルに、中郷小・中学生を対象とした、子どもたちだけで過ごせる場所の提供を目指し、令和6年からの継続事業である。（集まった子ども達の自主性を尊重し、活動メニュー等は用意しない場所のみ提供を基本としている。）
- ・開設場所は、管理人の常駐する公共施設とし、中郷総合体育館、片貝縄文資料館（片貝地域生涯学習センター）、中郷コミュニティプラザを予定。
- ・居場所となる各公共施設で活動する団体等に声がけし、自主活動の傍ら、子どもたちの見守りが可能であることが確認でき、加えて世代間交流も推進していく。
- ・参加する子どもたちは下校時、直接居場所に行くこととし、校門から通常と異なる下校となる。そのため、校門から居場所までは実施者が管理監督をし、居場所からの帰宅は、保護者の迎えまたは実施者の送りとする。
- ・小学生の下校が全校下校となる日から実施日を選定し、新一年生が学校生活に慣れた後の夏休み明けの2学期から月1回程度開設する。開催日は曜日が偏らないように選定し、それぞれの曜日ごとの参加人数を検証することで、曜日による需要度の違いを確認する。
- ・子どもへの理解度を深めるため、子ども向けのチラシを作成し配布するとともに、内容を直接説明する機会を設ける。

(3) 取組目標（数値目標など、事業完了時に検証可能な目標）

- ・利用した子どもの満足度70%以上
- ・利用した子どもの保護者からの継続を望む声が70%以上

(4) 期待する効果及び将来的な展望

- ・人口減少が続く、変化の少ない人間関係の中で育つ中郷の子どもたちの協調性、自主性、自立性を育くむことで、生きる力や社会性の向上。
- ・下校後、仕方なくまたは止むを得ず、ゲーム等で一人で時間をつぶしている子どもの成長を心配する保護者の不安感の軽減や児童の健全育成を図る。
- ・地域で子どもを育てる機運の醸成により、地域の輪を広げ、子どもたちの新たな居場所としての定着や各種団体等との交流に期待。

(5) 取組の詳細、スケジュール

□対象者	年代	■青少年 □大人一般 □高齢者 □年代不問
■参加者	概ねの人数	175人 (25人×7回)
事業実施体制	□提案者と同じ □実行委員会組織 ■その他 (上越市)	
実施時の スタッフ数見込み	4人×7回=28人	
月	実施事項	内容
4	実施準備	
5	実施準備	関係団体への説明、調整
6	実施準備	↓
7	実施準備	
8	実施準備	小学生、中学生を対象に参加者募集以降随時募集
9	い～場所開設	1回目実施
10		2回目実施
11		3回目実施
12		4回目実施
1		5回目実施
2		6回目実施
3	↓	7回目実施

2 収支計画

(1) 収入の部

費 目	金 額	説 明
市補助金	819,848 円	地域独自の予算事業補助金
参加者負担金	0 円	
自己資金	0 円	
合 計	819,848 円	

(2) 支出の部 (費用名はコピー用紙、講師謝礼、印刷代など具体的に分類して記入)

費用名	数量	単価	金 額	説明等
送迎者レンタル料	7 回	17,600	123,200 円	開催時の送迎車
送迎者ガソリン代	70 L	180	12,600 円	10L×7回
保険料	1 式	2,350	2,350 円	傷害保険：175人（参加者見込み） ×13.4円（1人当たりの保険料） ≒2,350円
送迎者運転手	21 H	1,410	29,610 円	1,410円 3.0H×7回=21H
見守り謝礼	98 H	1,100	107,800 円	1,100円 3.5H×4人×7回=98H
事業調整人件費	360 H	1,100	396,000 円	1,100円 6H×5日（1ヵ月）×12月=360H
消耗品費	12 月	500	6,000 円	周知チラシ等事務消耗品
諸経費	10 %		67,756 円	
消費税	10 %		74,532 円	
合 計			819,848 円	

備考 次に掲げる書類を添付してください。（該当する場合のみ）

(1) 見積書またはカタログの写し（10万円以上は2者）

(2) 取組の参考になる、図面や写真等

中郷区の児童・生徒数の推移（令和8年度以降は推計）

学校名	中郷小学校						
学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(平成17年度)	46	41	37	41	49	43	257
令和2年度	14	20	18	25	26	23	126
令和3年度	24	15	20	18	26	26	129
令和4年度	10	24	15	20	19	25	113
令和5年度	10	9	25	14	20	19	97
令和6年度	11	9	9	25	15	17	86
令和7年度	13	11	10	10	25	16	85
令和8年度	10	13	11	10	10	25	79
令和9年度	8	10	13	11	10	10	63
令和10年度	5	8	10	13	11	10	58
令和11年度	5	5	8	10	13	11	53
令和12年度	10	5	5	8	10	13	52
令和13年度	3	10	5	5	8	10	42

学校名	中郷中学校			
学 年	1年生	2年生	3年生	計
(平成17年度)	36	69	51	156
令和5年度	26	25	22	73
令和6年度	18	25	23	66
令和7年度	17	18	25	60
令和8年度	16	17	18	52
令和9年度	25	16	17	59
令和10年度	10	25	16	52
令和11年度	10	10	25	45
令和12年度	11	10	10	32
令和13年度	13	11	10	37
令和14年度	10	13	11	37
令和15年度	8	10	13	34
令和16年度	5	8	10	24
令和17年度	5	5	8	19
令和18年度	10	5	5	20
令和19年度	3	10	5	18

※小中学校とも令和7年度までは実績値、令和8年度以降は【上越市年齢別男女人口集計表】から推計

い～住プロジェクトの進め方（令和7年度中）

◎まちづくりワークショップ・・・委員相互の意識共有・焦点の絞り込み

モデル地区（浦川原区、大島区、牧区）での実績及び板倉区で進行中のスケジュールをもとに、上越市創造行政研究所と相談し計画中。

- ・10月7日（火）午後3時から藤山所長と会長、副会長で事前協議

	日 程	内 容
講 話	11月26日	藤山所長の講話
第1回	11月26日	現状の把握
第2回		目指す将来像
第3回		定住を実現するためのアイデアを出し合う

ワークショップ終了後

- ・ワークショップで出されたアイデアの実現に向けた協議
- ・関係者、関係団体との意見交換、新たなプロジェクトチーム立ち上げ

情報発信に向けた協議・・・令和8年度に運用開始

- ①転出する若者を対象に、中郷区とのつながりを持ち続けられる仕組み
- ②区在住者による情報発信を増やす。気軽に多くの人が情報発信できる仕組み
- ③中郷区の情報が一カ所に集まる仕組み（まち振、さとまる学校、観光協会のホームページをまとめたポータルサイトの様なページの開設）

※ネット上の不特定多数とのつながりを求める仕組みは想定しない。

◎依頼中の見積内容を協議し、令和8年度予算への提案。

- 何をするための経費か、誰が管理運営者となるか、どんな情報を誰に向けて誰が発信するか、維持管理に係る経費は（ランニングコスト）。
- 目標設定、今後の展開が見通せるか（説明できるか）。